



犯罪の被害に 遭われた方のための制度 ～刑事裁判手続・少年審判手続について～

Q 裁判所における手続の中で、犯罪の被害に遭われた方に配慮するための制度としては、どのようなものがあるのでしょうか。

A 刑事裁判手続では、①裁判の優先的傍聴の配慮、②刑事事件記録の閲覧・コピー、③証人の不安や緊張等を緩和するための措置、④心情や意見の陳述、⑤民事上の争いについて示談ができた場合の刑事公判調書への記載の制度が設けられています。

少年審判手続では、①少年事件記録の閲覧・コピー、②心情や意見の陳述、③審判結果等の通知の制度が設けられています。

<刑事裁判手続>

Q それでは、刑事裁判手続の制度から順番にお聞きます。まず、被害に遭われた方が、裁判の傍聴を希望する場合、何か手続が必要でしょうか。

A 公開の法廷で行われる裁判は、原則として、誰でも傍聴することができるので、特別な手続は必要ありません。ただし、傍聴希望者が多い事件では、傍聴席が埋まってしまう可能性があります。その場合でも、被害者本人や被害者の親族等から事前に傍聴を希望する旨の申出があれば、裁判所は、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をしています。

Q 被害に遭われた方が刑事事件の記録の閲覧・コピーができるのはどのような場合でしょうか。

A 損害賠償や保険金の請求のためなど、正当な理由があると認められる場合です。希望する場合には事件を審理している裁判所に申出をしていただくことになります。

Q 被害に遭われた方が法廷で証言する場合もあるのですよね。それ自体、大変な負担だと思いますが。

A そのような負担ができるだけ軽減されるよう、証言をする際、家族等につき添ってもらえることになっています。また、場合によっては、証人と被告人や傍聴席との間について立てを置いたり、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言したりすることもできることになっています。

Q 被害に遭われた方が証人としてではなく、自分の心情や意見を述べることもできるのでしょうか。

A できます。希望する場合には、あらかじめ検察官に申出をしてください。ただ、状況によっては、法廷での意見陳述に代えて、心情や意見を記載した書面を提出してもらったりすることもあります。

Q 被告人と示談ができた場合には、どうしたらよいのでしょうか。

A 被告人との間で、事件に関して示談がで



きた場合には、審理をしている裁判所に申立てて、示談内容を公判調書に記載してもらうことができます。そうすることにより、民事裁判で和解をしたのと同じ効力が生じることになりますので、約束どおり支払われない場合に、新たに民事裁判を起こさなくても、強制執行の手続をとることができます。

<少年審判手続>

Q 次に少年審判手続についてですが、少年事件で被害に遭われた方は、事件記録を閲覧できるのででしょうか。

A はい。審判を開始すると決定された事件で、損害賠償や保険金の請求のためなど、正当な理由がある場合、家庭裁判所で閲覧・コピーできます。ただし、関係者のプライバシーに関する部分は除かれます。

Q 被害に遭われた方が心情や意見を家庭裁判所で述べることはできるのででしょうか。

A できます。

Q どのような方法があるのででしょうか。

A 審判の場で裁判官に直接述べる方法と、審判以外で裁判官や家庭裁判所調査官に述べる方法があります。また、心情や意見を述べる際は、緊張や不安を和らげるために、家族に付き添ってもらったりすることもできますので、家庭裁判所の担当者にご相談ください。



Q 被害に遭われた方は、少年がどのような処分を受けたかを知ることができるのでしょうか。

A できます。家庭裁判所に対する申出により、少年の氏名・住居、少年に対する処分やその理由の要旨などの通知を受けることができます。

Q 他にも、被害に遭われた方への配慮の制度はあるのでしょうか。

A 審判の場で証人として証言される場合、刑事裁判手続と同様に、不安や緊張を和らげるため、少年らが同席している場合について立てを置くなどの措置をとることができます。

Q これらの制度とは別に、家庭裁判所では被害に遭われた方から話を聞くこともあると聞きましたか。

A 被害に遭われた方の声を調査、審判に反映させるため、被害の実情やお気持ちについて書面でうかがったり、家庭裁判所調査官が被害に遭われた方に直接お会いしてお話をお聞きする場合があります。

その際、家庭裁判所では被害に遭われた方の心情等に十分配慮し、被害に遭われた方や関係者のプライバシーが守られるよう調査の結果は慎重に取り扱っています。



<犯罪被害者等基本法>

Q ところで、犯罪被害者等基本法という法律ができたと聞きましたが、どういうものなのでしょう。

A 犯罪被害者等基本法は、平成17年4月1日から施行された法律で、犯罪の被害に遭われた方の権利や利益の保護を図るため、国や地方公共団体に必要な施策を講ずるよう求めるものです。

裁判所も、同法の趣旨に則り、公判等の過程において、犯罪の被害に遭われた方の人権に十分な配慮がされ、負担が軽減されるよう、被害に遭われた方の心身の状況や置かれている環境等に関する理解を深めるための研修を実施するなど必要な施策を講じているところです。